# 環境保全

1	環	境	保	全	197
2	緑	仔	2	全	202
3	水	仔	₹	全	203
4	ご	み	処	理	208
5	L	尿	処	理	213
6	環均	竟総合	分研多	它所	215

#### 1 環 境 保 全

#### (1)環境保全

#### ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至るまで複雑多様化してきている。

それが、人々の日々の営みに起因することを考えると市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして考え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など、個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点に立った総合的かつ計画的な環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、平成5年3月に環境総合計画を策定し、積極的できめ細かな施策を展開している。

このような中、行政と市民、事業者とが一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月25日に「環境保全都市宣言」を行った。

#### イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国 に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組 んでいる。

#### ウ 環境総合計画の策定

本市の良好な環境を守り、次世代へと継承していくため、本市の環境行政のマスタープランとして、平成4年度に「環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針となるものである。

- ・本計画に掲げる環境づくりの目標
  - ① 安全で快適に過ごせる生活環境の形成
  - ② 生態系が息づく自然環境の形成
  - ③ 個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境の形成
  - ④ 環境にやさしい社会システムの形成
  - ⑤ 環境への思いやりあふれる生活様式の形成

#### エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

#### ① 市民啓発事業

市民が日常生活において環境に配慮すべき事項を平成6年度に「市民環境保全行動指針」として策定し、その周知徹底を図っている。平成6年度からは、環境保全モデル地区を指定するなど、環境に配慮した日常生活の実践を促進している。また、平成7年度には、市民一人ひとりの立場に応じた学習機会の提供とその充実を図るために「環境学習プラン」を策定し、「環境学習手引書」の作成など市民への情報の提供を行っている。また、その他、環境啓発の機会として、環境フェアの開催やクリーンウォーク、こども環境探検隊などを実施している。

#### ② 事業者の環境配慮促進

施策、事業を行うにあたって、環境へ事前に配慮すべき事項を「環境事前配慮指針」として定め、これに基づき適切な指導を行っている。さらに、平成8年度には、事業者向けに環境管理・監査システムの導入のための実用的なマニュアルとして「環境管理・監査システム熊本版ガイドライン」を策定し、平成9年度からは、環境保全モデル事業所を指定するなど環境管理・監査システムの普及促進を図っている。

#### ③ 行政の率先垂範

行政自らが、その日常活動の中で環境に配慮し、市民、事業者の模範となることを目的に平成6年度に 「市役所エコ・オフィス推進委員会」を設置し、リサイクル活動や省資源、省エネルギーの徹底など具体 的活動に取り組んでいる。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ日常生活に密着した問題である地球温暖化の防止に向けて、地方からの対応を進めるため、平成7年度に「地球温暖化防止地域推進計画」を策定した。本計画において、本市独自の具体的な二酸化炭素の削減目標を掲げ、「市民CO₂20%削減宣言」「事業所グリーン宣言」など市民、事業者の自主的な行動の推進を図っている。

#### カ審議会

① 公害対策審議会(昭和49年1月発足)

目 的 市長の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項について調査審議する。

委 員 14人(任期2年)

開催回数 1回(平成10年度)

② 環境審議会(平成元年1月発足)

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人(任期2年)

開催回数 0回(平成10年度)

## キ 環境紛争の処理

- ① 環境紛争調整委員会·建築紛争専門部会
  - (ア) 環境紛争調整委員会(昭和63年10月24日発足)

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調 停にあたる。

委 員 5人(任期2年)

開催回数 4回(平成10年度)

(イ) 建築紛争専門部会(平成2年8月1日発足)

目 的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる。

委 員 6人(任期2年)

開催回数 4回(平成10年度)

② 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、建築指導課による行政指導、次に中高層建築物連絡会議(庁内関係 15課)による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる。

#### ク 公害苦情処理件数

平成10年度の苦情受付件数は表のとおりで、総数は233件と前年度より66件増加した。 苦情を種類別にみると、大気汚染が40.3%と最も多く、次いで騒音が24.0%、水質汚濁が18.5%、悪臭が14.2%、振動が0.9%であった。特に焼却による大気汚染や悪臭が近年増加傾向にある。これは、焼却に伴って発生するダイオキシンの問題が市民の関心事になったことが一因と考えられる。苦情内容の多くは感覚・心理的なものであった。

種別			年 度	6	7	8	9	10
大	気	汚	染	15	28	19	35	94
水	質	汚	濁	41	31	29	22	43
騒			音	63	54	39	56	56
振			動	7	7	7	8	2
悪			臭	30	23	22	40	33
そ	Ø,	)	他	3	14	7	8	5
	計	<u> </u>		159	157	123	169	233

#### ケ 公害防止事前指導

公害や環境に係る苦情の未然防止対策の一環として、工場や事業場に対して、建築工事、操業あるいは機械 設置に係わる公害または環境上の問題等について、当事者の相談を受け付け、事前指導を行っている。

平成10年度指導件数 454件

## (2) 大 気 保 全

#### ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、たいへん住みよいまちである。

しかし、最近は、自動車の排ガスによる空気の汚れやダイオキシン類等の化学物質による大気汚染が新たな 問題として顕在化してきている。

このような中、本市では、市内に6箇所自動測定局を設置して大気の状況を常時監視するとともに、工場や 事業場からのばい煙を監視するため、立入調査等を実施している。

#### イ 大気汚染の状況

#### ① 環境基準の達成状況

本市の大気汚染は、概ね良好な状況であるが、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントが環境基準を超過 している。

測	定	ì	Į	目		=	. 酸	化	硫	黄		二酸	化窒	素	浮		粒子	·状华	物質		光化シタ		- 1	_	- P	货 们	. 炭	素	
環	境	Ž	t.	準		1時 0.04 <sub>1</sub> つ、 下で	ppm 1時	以下 間値	であ		か	1日 が0. から まで	).06p のソ 又に 下で	J値 pm pm rー	0.10	mg/ 間値	′m³で が0.	*あり 20mg	均値 、か g/m	٥,	0.06	間値 Sppm ある	n以	10pj 1 関	om以 計間値	下で iの8	日あ時であ	、か 平均	つ、 I値
環境基準との比較に おける評価方法				- 1	10.11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	間平 04 p あ 1 が 7	直の 面値 pm り、時 0.1 で	1のら値以か平続 ppn	的   平い%ので、値てをこ	値か外 m り 日連 04 え	年間 平 ン が が が の ppm	i値の iから iが0 i以T	日 )低 ,98 .06	1 日 が が か が か 間 mg	的   間   平   10 m   1	の値/、時20以こ	1日 のら値/あ1日 が10.10	Min   Mi	値か外頭でつん値てm	1時 0.00 下で と	 *ある	直が n以	1 F I F I F I F I F I F I F I F I F I F	開 間 田 田 田 田 田 田 ロ の の の の の の の の の の の の の	直角のしる直以上の値以、時時が下と	1のら値以か平続をこりで対しまと		値か外mり、日連m	
年				度	-	8		10		9			9				10		9		8		10	8	9	10	8	9	10
般	市	役	Ē	斤 	局	0	Ó	0	0	0.	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	×	×	×	_	<u> </u>	— 	_	-	
環境大	東部	保健	セン	ター	-局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	×	×	×	-	-	-	_	_	_
環境大気測定局	古	町	1	<b> </b> \	局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	0	0	0	×	×	×	_	-	-		-	_
足局	天		明		局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	-	-	-	_		_
自ガーカス	水	道	В	Ŋ	局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	0	0	×	-	-	-	0	0	0	0	0	0
車 測 排定 出	神	水	本	町	局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	_	-	-	0	0	0	0	0	0

(注)○は環境基準達成、×は環境基準未達成

## ② 対策

- (ア) 浮遊粒子状物質については、自動車からの発生が主な原因であり、自動車交通公害防止を推進する。
- (イ) 光化学オキシダントについては、自然界からのオゾン層の下降が原因で、これまで注意報の発令までには至っていない。今後も監視を継続する。

## ウ 工場、事業場の監視・指導状況

本市のばい煙発生施設を設置している工場、事業場は、平成10年度末で758件あり、その約8割が冷暖房用のボイラーである。これらの施設のうち本年度は、ダイオキシン類の排出施設である大型の焼却施設を有する16事業所への維持管理状況等の立入調査を実施し、2002年12月1日施行のダイオキシン類排出抑制基準への対

応を指導している。

#### 工 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏における自動車交通に起因する大気汚染と騒音を防止し、住民の健康で良好な生活環境の維持・ 形成を図るとともに、地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成10年1月に「熊本都市圏自動車 交通クリーン推進計画」を策定した。さらに、平成10年4月、本計画に基づき、同対策の積極的な推進と進行 管理を行うため、「熊本都市圏自動車クリーン対策推進会議」を設置して、住民、事業者、行政がそれぞれの 役割に応じた取組みを行っている。

## ① 現況

自動車交通に伴う公害は、窒素酸化物の濃度が自動車排出ガス測定局で「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」の目標値0.04ppm(平成17年度)を超過しており、騒音についても幹線道路の5カ所で要請基準を超過している。

#### ② 対策

「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」の平成12年度までの重点対策である発生源対策や交通量低減化対策としてアイドリング・ストップ運動や公共交通機関の利用促進(ノーマイカーデー)等の事業を進めている。

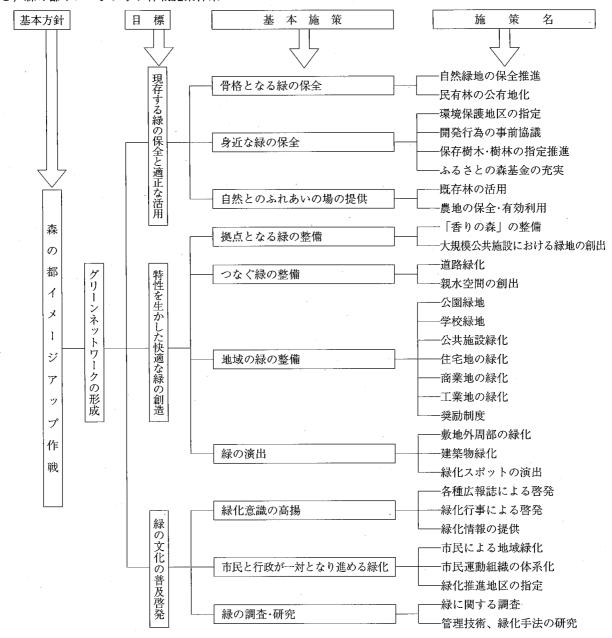
## 2 緑 保 全

#### (1)概要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」(昭和47年10月2日)以来、着々とその成果をあげている。

すでに26年目を迎えたこの作戦は、市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成5年3月に策定した「熊本市緑化推進基本計画」に基づき、21世紀における緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

#### (2) 森の都イメージアップ作戦施策体系



#### (3) 事業実施状況

(平成10年度)

事			<u>z</u>	事業概要	備考
公	共 樹	木保	全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	街路樹管理 (175路線)外
立	田山	保	全	立田山憩の森の管理外 (施肥、除草、下草刈り等管理)	150.42ha
金	峰 山	管	理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」 に 対する経費負担	
自	然環:	境 保	全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの 森基金の運用、水辺環境の保全と整備	環境保護地区 10ヵ所 開発行為事前協議 111件
	学 村	交 緑	化	新設校、未整備校の植栽等	桜木東小学校外 13校
公	街品	各緑	化	街路樹植栽等	本荘犬渕線外 68路線
一 共	市施	設約	录化	新築施設、未整備施設の植栽等	リサイクル情報プラザ外 16施設
地緑	花い・	っぱい	作戦	地域・市施設等に花苗の配布(ポーチュラカ・パンジー) 花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	、 花苗配布一自治会等へ 33万6千株
化	建築	物系	录化	モデル施設の管理	くまもと工芸会館外
	圃場	苗木	管理	城山圃場ほか3ヵ所の苗木育成・管理	
家	庭	緑	化	生垣設置奨励補助、記念樹配布、ツタ苗配布、緑地協定 区域内の樹木配布	場生垣設置奨励補助 記念樹 ツタ苗86件 817本 4,803株
工	場	緑	化	工場・事業所等への樹木配布	7カ所
「香	手りの 紅	柒」 垄	を備	基本設計策定	
「 <i>i</i> 記	みどり 念	の 相	樹	「みどりの日」を記念して植樹祭を実施 (会場 城山上代公園外1カ所)	500人参加
緑	化	啓	発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、街路樹愛認会の育成、立田山緑に親しむつどい・実りの森のフェスティバルの実施、緑の募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	緑化巾氏連動
ふれ	あいの	森林管	<b>管理</b>	「ふれあいの森林」の施設管理	森林学習館利用者 12,070人

## 3 水 保 全

#### (1)概 要

本市は、古来水の都ともよばれるほど清冽で豊富な地下水に恵まれ、今日も上水道をはじめ、工業用水、都 市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、地下水を取り巻く環境は年々厳しくなっており、この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会では「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)されている。本市では、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水の保全を図るため「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、さらに、県及び本市周辺15市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市である。この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

## (2)節水型社会の形成

#### ア 広報啓発

#### ① 意識の啓発

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に水保全意識の啓発を行っている。

#### イ 水利用合理化

#### ① 節水合理化の推進

熊本地域全体の地下水採取量の1割の地下水を利用している工業用水の使用合理化を推進するため、64 事業所を対象に、昭和63年度から平成9年度にかけて、水の循環利用や節水型機械の導入等、水利用の合理化指導を行っている。

また、同じく地下水採取量の2割をビルなどの都市活動用水として利用しており、平成7年度から40事業所を対象に合理化指導を行っている。

#### ② 地下水位監視体制の確立

地下水の状況や変化を適確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20ケ所33本の井戸で地下水位を常時監視している。また、市民に目に見えない地下水の状況を理解してもらうため、平成6年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示し、広く市民への周知に努めている。

#### ③ 地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき、昭和53年度から地下水の年間採取量を調査し、地下水の利用状況を把握している。また、平成8年度から年間採取量上位50者を節水合理化の状況と併せて公表している。

770						
用	年 度	5	6	. 7	8	9
上	井戸本数(*)	94	94	94	86	89
上水道用	一日平均採取量(㎡)	242,708	244,942	242,157	245,853	245,530
用	年間採取量(㎡)	88,588,712	89,403,718	88,387,232	89,736,455	89,618,473
農業	井戸本数(*)	1,560	1,555	1,530	1,445	1,433
水産養殖用	一日平均採取量(m³)	66,652	68,911	62,058	45,460	42,607
羅用	年間採取量(㎡)	24,327,733	25,152,528	22,651,274	16,592,936	15,551,453
工業	井戸本数(*)	1,190	1,271	1,266	1,266	1,251
建築物・容	一日平均採取量(㎡)	69,993	69,987	66,089	62,021	58,423
家庭用等	年間採取量(㎡)	25,547,582	25,545,491	24,122,788	22,637,789	21,324,397
合	井戸本数(*)	2,844	2,920	2,890	2,797	2,773
計	一日平均採取量(m³)	379,353	383,840	.370,304	353,335	346,560
p)	年間採取量(㎡)	138,464,027	140,101,737	135,161,294	128,967,180	126,494,323

#### (3) 健全な水循環の確保

#### ア 水量の保全

#### ① 流域保全森林整備事業

森林の持つ水源涵養、治山治水等の環境保全及び保健休養等の公益的機能が高度に発揮できることを目的に、昭和28年度から分収造林方式により本事業を実施している。最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川上流域において積極的な森林の整備に取り組んでおり、現在、市域内をはじめ菊池郡、阿蘇郡、及び下益城郡などで約474haの森林の造成に取り組んでいる。

#### ② 水源涵養林造成事業

本市の地下水源として貴重な箇所の水源涵養機能を高めるため、涵養機能の低い原野等の森林化を図るとともに開発等による涵養域の減少を防止し、豊富で清冽な地下水を後世へ継承するため本市上流の地下水涵養域に地下水保全を目的とした森林づくりを推進している。

平成元年から実施し、平成10年度末造林面積は、菊池郡、上益城郡などで約195haの森林造成に取り組んでいる。

(流域保全森林整備事業)

平成11年4月1日(単位 ha)

(1)10	<b>冰水土水</b> 小量 M	于水/		1 17%	1144710	(平区 川祖)
1	所 在 地	樹種種	面積	内		沢
		120 1年	四 復	民分収林	国分収林	純市有林
ļ	清 水 町	ヒノキ	0.67	0.67		
İ	上高橋町	ヒノキ、クヌギ	11.82		11.82	
1	松尾町	ヒノキ、スギ	29.80	29.80		
熊	池上町	ヒノキ	12.42		12.42	
'''	花 園 町	ヒノキ、クヌギ	6.99		6.99	•
本	島崎町	サクラ、ナラ、カエデ	3.96		3.96	
7	万楽寺町	ヒノキ	13.09		13.09	
	貢 町	ヒノキ	5.36		5.36	
市	河 内 町	ヒノキ	55.24		55.24	
	河 内 町	ヒノキ、スギ	37.10		22.00	15.10
	河 内 町	カシ、サクラ、カエデ	4.80		4.80	
L	小 計		181.25	30.47	135.68	15.10
鹿	本郡植木町	ヒノキ	1.51		1.51	
菊	池郡大津町	スギ、ヒノキ	144.95	144.95		
阿	波 野 村	スギ	11.65	11.65		
l lanj	西 原 村	ヒノキ	70.99	70.99		
蘇	白 水 村	クロマツ他	41.20	41.20		
郡	久 木 野 村	ケヤキ、コナラ、サクラ	1.98		1.98	
	小 計		125.82	123.84	1.98	
下立	金城郡砥用町	ケヤキ、コナラ他	19.04		19.04	
上主		ケヤキ、ミズナラ他	1.44		1.44	
	合 計		474.01	299.26	159.65	15.10

### (水源かん養林造成事業)

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
菊池郡大津町 ヒノキ、ケヤキ他	131.62	131.62		
上 御 船 町 ケヤキ、サクラ他	23.56		23.56	
益	26.40		26.40	
都小計	49.96		49.96	
阿蘇郡西原村 ケヤキ、コナラ他	13.23	4.07	9.16	
合 計	194.81	135.69	59.12	

総 合 計	668.82	434.95	218.77	15.10
(構成比率)	(100%)	(65%)	(33%)	( 2%)

## ③ 人工涵養対策

農地や森林等の自然的な涵養機能に頼るだけでなく、浸透性の高い地質特性を活かした人工涵養の事業 化に向け、白川中流域の水田で平成8年度及び10年度に県市共同で、冬期に水張り試験を実施している。 また、平成10年度から原野での地下水涵養実験を、西原村で実施している。

#### ④ 市域での水循環

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、不用浄化槽雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

#### ウ 水質の保全

#### ① 地下水汚染対策

昭和57年度環境庁が全国的に有機塩素化合物による地下水質調査を行い、昭和58年度から市独自で地下 水汚染実態調査や追跡調査を実施してきた。

現在も引き続き地下水汚染状況の把握を行っており、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を基本に独自の調査も実施している。この調査は、本市の地下水水質の概況を全般的に調査する概況調査と、同一の井戸の水質を長期的に調査する定期モニタリング調査、及び概況調査で汚染が認められた井戸の周辺を調査する汚染井戸周辺地区調査で構成している。

これまでの調査により、本市では15地区の汚染を把握している。これら汚染地区の地下水浄化のために、 春竹地区で平成元年度から地下水汚染物質除去実験を開始し、現在は活性炭吸着処理を実施している。高 平台地区では平成4年度から「ガス吸引処理方式」「揚水ばっ気処理方式」の併用による本格浄化を実施 し効果を上げている。また、東野地区では平成3年度からガソリン汚染浄化対策を実施している。このほ かの汚染地区においても順次調査を実施し、浄化対策に取り組んでいるところである。

#### ② 公共用水域の水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を県・建設省の関係機関とともに策定している。本市の河川水質は、水域ごと及び環境基準のランクごとに地点を定めて毎月調査を行っており、次表に本市が実施した一般環境項目の結果を示す。このほか、年に数回、有害物質の健康項目の調査を主要地点で行っている。また、白川及び緑川において、その河口と地先の計4地点で海域の水質調査を実施している。

(平成10年度)

_												(十成10十尺)
		調		査		項		目	p H 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 mg∕ℓ	BOD 生物化学的酸素 要求量mg/ℓ	SS 浮遊物質 mg/ℓ
水	域	名		地	点	名		地点の種類	平均值	平均值	75%値	平均值
白		Ш	吉		原		橋		7.4	9.1	4.7	5
			九;	州記	念 :	病 院	前	. 0	7.0	7.6	3.9	1
			砂	取	橋	(市)	道)	0	7.1	8.4	2.2	1
加	勢	ЛП	第	3	湖	東	橋	0	7.2	8.7	1.9	0
			江	津	斉	藤	橋	0	7.2	7.4	2.2	3
			秋		津		橋	0	7.7	9.9	4.3	6
		ļ	坪井	川合	流前	」(堀	Л])	0	8.1	8.6	8.1	12
			堀	Ш	合	流	前	0	8.0	9.7	4.0	16
垭	井	ш	打		越		橋	0	7.4	6.7	7.9	7
	71		行		幸		橋	0	7.4	5.8	10.0	10
i			上		代		橋	· (©	7.6	6.7	8.1	10
			<u></u>	金	1	甲	橋	0	7.5	5.6	4.5	35
Ì			北		迫		橋		7.5	8.4	4.5	9
#	芹	111	釜		尾		橋		7.7	8.9	8.1	6
["	71	/''	Щ		王_		橋	0	8.0	10.0	3.2	5
			尾		崎		橋	© -	8.0	9.6	4.1	10
			小		原	·	橋	0	7.2	5.9	6.1	19
天日	明新	      -	Ξ		俣		橋	0	7.3	4.9	7.8	11
	× <b>→</b> /19 [	/'' <u> </u>	六		双		橋	0	7.3	6.6	5.3	17
			- 裏				橋		7.3	5.8	4.4	10
木	部	Л	坂		場		橋	0	7.3	5.9	4.1	

(注)75%値とは、日間平均値を小さい順に並べ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を環境 基準を評価する値として用いる。

上記地点の種類とは、◎は環境基準点、○は補助地点、□は参考地点

#### ③ 生活排水対策

公共用水域の汚濁原因の約8割が一般家庭からの生活排水であることから、パンフレットの配布及び啓発用ビデオの貸出などにより、身近にできる実践活動の啓発を推進している。

## ④ 特定事業場立入調査

公共用水域の汚濁及び地下水の汚染を未然に防止するため、法令に基づき届け出られた事業場を年間計画のもと立入調査を行っている。

(平成10年度)

							届出事	事業 場	<b>数</b>	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水	質	汚	濁	防	止	法		845		116	86
熊	本 県	地下	水	質 保	全条	例		113		31	17

#### (4) 広域的な保全対策

#### ア 財団法人熊本地下水基金

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月に(財)熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備に関する助成及び確保並びに地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度に、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。

## 4 ご み 処 理

## (1)概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、毎年処理計画を定め、全市域を対象に処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度のより一層の充実を図るとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

また、平成10年度から、リサイクルしやすい環境を整えるため、ごみ出しルールを変更し、より一層の 「ごみ減量・リサイクル」を目指している。

#### (2) 収集及び処理量

## ア収集量

(単位 t)

区分			年度	6	7	8	9	10
	北 クリー	ンセン	部 ター	35,174	36,657	37,484	37,401	40,345
直	西 クリー	ンセン	・ター	44,817	47,206	47,970	49,082	52,500
	東 クリー	ンセン	部 ター	42,330	44,276	44,728	45,223	49,530
営	蓮 クリー	台 ンセン	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11,186	12,028	12,422	11,798	11,056
	下硯川	清 掃	詰所	2,981	3,401	3,684	3,801	4,302
委	託	収	集	25,503	25,130	25,807	29,204	20,258
許	可	業	者	91,177	91,968	94,378	100,229	98,285
自	己	搬	入	50,283	52,072	60,702	60,769	51,478
	計			303,451	312,738	327,175	337,507	327,754
1	3 平均	排占	出量	832	857	896	925	898
1人	1日当た	り排出	量(g)	1,305	1,318	1,376	1,413	1,365

#### イ 処 理 量

(単位 t)

		:	年度		6			7			8		_	9		10		
区:	分 \			総	量	日平均	総	量	日平均	総	量	日平均	総	量	日平均	総	量	日平均
焼	西部	環境	Γ場	137	,913	378	115	,754	317	118	,401	325	123	,751	339	95	,198	261
却	東部	環境	工場	113	,812	312	149	,650	410	158	,190	433	162	,778	446	175	,735	481
埋			立	38	,179	105	34	,828	96	36	,609	100	34	,000	93	26	,191	72
再	資	源	化	13	,547	37	12	,506	34	13	,975	38	16	,978	47	30	,630	84
	Ē	<b>†</b>		.303	,451	832	312	,738	857	327	,175	896	337	,507	925	327	,754	898

## (3)廃棄物処理手数料

種別	取 扱 区 分	単 位	金 額
廃 棄 物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1 回の持込量20kgにつき	200円

#### (4)保有車両と人員

(平11.5.1 現在)

事業所名	2 t ダンプ車	パッカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰 出 ダンプ車	予 備	車運転士	技術吏員作 業 員
北部クリーンセンター	台	<u> </u>	台 4	台	台	, [-	<del>1</del> 人 5 27	人 32
西部クリーンセンター		28					5 28	32
東部クリーンセンター		25	•				4 25	27
東部環境工場	1				3		1 4	35
西部環境工場					2		1 2	35
蓮 台 寺 クリーンセンター	1	12			道路スイー パー車 1 真空式ごみ 収集車 2		2 15	15
扇田環境センター			·	ブルドーザー 3 コンパクター 1 ゴムクローラ 1 ショベル 1	散水車 1 3.5tダンプ 1		6	3

(注) 管理職、事務職は含まない ※下硯川詰所は北部クリーンセンターに合併

## (5)資源物等再資源化推進事業

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進する ことにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の 向上を期する

収集回数「資源物」収集日、毎月2回「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の朝午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する 収集品目 空ビン、空カン、ペットボトル、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	分		年度		年度		年度		6	6 7		9	10
収		集		量	17,475	16,730	17,362	20,966	34,812				
再	資	源	化	量	13,547	12,477	13,221	16,152	29,588				
委	託		料 (=	千円)	184,418	209,060	202,913	219,030	307,810				

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額 2. 収集量-再資源化量=選別残渣

#### (6) リサイクルの推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源 の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

#### ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源の活動を活性化するため、自治会、子供会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円~6円の助成を行っている。

## (平成10年実績)

登録団体 621団体

助成総額 30,448千円

#### イ 生ごみ堆肥化容器購入費助成

生ごみ減量化と再資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器購入者に対して、購入代金の1/2で3,000円/ 基を上限として、1世帯2基まで助成。

#### (平成10年度実績)

助成対象件数

963件

助成対象基数

1,633基

助成総額

2,189千円

#### ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

#### 熊本市リサイクル情報プラザ(エコー)

所	存	Ē	地	戸島町2570番地(東部環境工場内)
建	築	面	積	$545\mathrm{m}^2$
延	床	面	積	1,175 m²
構		-	造	RC造2F(旧東部環境工場管理棟を再利用)
内			容	<ul> <li>・リサイクル展示(リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介)</li> <li>・不用品の展示、提供</li> <li>・リサイクル体験(紙すき、廃油石けん、ボカシ)</li> <li>・リサイクル講座の開催</li> <li>・図書、資料室</li> <li>・リサイクル情報掲示</li> <li>・生ごみの堆肥化、木くずの木炭化実験プラント</li> </ul>

#### (7) 焼却施設

都市ごみの量は、ライフスタイルの変化等とともに今後も増加が見込まれるなか、可燃ごみの全量焼却体制を維持するため平成2年12月に建設に着手した東部環境工場(600t/日)が平成6年3月に完成し、1日の焼却能力は西部環境工場と合わせて1,050t/日となるなど施設の充実を図っている。

また、東部環境工場は西部環境工場と同じく、ごみ焼却余熱を利用し発電を行う施設で、両工場合わせて13,500kwの発電能力を持つ発電所として場内及び関連施設の電力の供給を行っている。

さらに、余熱を利用して健康増進施設「三山荘」、隣接園芸施設への温水供給なども行っている。

また、西部環境工場では、施設の老朽化に伴う基幹的整備事業を平成9年度から実施しており、平成11年度には整備が完了する予定である。

#### ア 施設の状況

区分	分 分		名 称	東部環境工場	西部環境工場
所	7	 玍	地	戸島町2570番地	城山薬師町363番地
敷	地	面	積	80,616㎡(工場敷地約18,000㎡)	30,843 m²
建	設	年	月	平2.12~平6.3	昭58. 3~昭61. 3
建	į	没	費	22,500,000千円	9,203,272千円
延	床	面	積	24,010㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡(管理棟を含む)
焼	却 処	理	能力	600t/24時間(300t×2基)	450t/24時間(225t×2基)
破	砕 処	理	能力	30t/5時間	50t/5時間

## イ 余熱利用

## ①東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用して隣接する浴室のある健康増進施設で地元住民をはじめ広く 市民の健康保持と福祉の増進に資すると共に、この余熱を利用して発電を行い場内及び隣接 施設の電力を賄っている

発電施設 抽気復水蒸気タービン、発電機定格出力10,500kw

#### (健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)

開設年月日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷地面積 6,769m²

建物面積 992.63㎡ (浴室、大広間、トレーニング室、和室(茶室含む)、会議室、リラックスルーム)

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室(茶室含む)20人

使 用 料 大人(高校生以上)300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人(中学生以下)無料

## ②西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また一部でハウス園芸施 設への温水を供給する

発電設備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力3,000kw

## (ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施 設 面 積 (農地面積) 約19,000 m²

加温方式 温水フインチューブ方式 (60℃~80℃)

栽培品目なす、花き類

温室内容 アクリル温室、ガラス温室

#### (8) 埋立処分地

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは昭和59年に供用を開始し、埋立区画を5区画に分割し、進捗状況に合わせて、埋立区画内に汚水の地下浸透防止のための遮水シート設備、好気性化によるごみの分解促進を図るガス抜き設備等の工事を行い、コンパクター等による破砕、転圧後、履士による即日セルとサンドイッチを併用した埋立工法により、埋立地の安定化、周辺環境に配慮した埋立を実施している。

また、浸出汚水は排水処理施設により高度処理を行っている

所 在 地 貢町1567番地

敷地面積 124,660㎡

埋立面積 91,600m²

埋立容量 1,580,000㎡

処分開始 昭和59年5月

工事期間 昭和57年2月~昭和59年3月

## 5 し 尿 処 理

#### (1)概要

本市のし尿収集(便槽くみ取りと浄化槽清掃)は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者(6社1協業組合、車両43台)が行っている。便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。なお、下水道整備により影響を受けるし尿処理業者に対して、平成10年度から5カ年間にわたる第一次合理化事業をスタートさせた。

一方、公共用水域保全の一環として公共下水道全体計画区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して 補助金を交付し普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は秋津浄化センターと中部浄化センターで適正に処理をしている。

#### (2)処理対象人口と収集量

区分					年度	6	7	8	9	10
総		人				642,847	646,513	654,161	656,734	659,748
	水洗化		公共	下力	(道	422,624	437,590	450,370	462,380	472,845
内			浄	化	槽	161,543	160,236	160,565	156,908	153,901
訳	<	み	Į	Ż	り	58,082	48,209	42,843	37,140	32,757
., -	自	家	夂	L.	理	598	478	383	306	245
ЛZ	くみ取	b l	ア 尿 収	集量	(kℓ)	43,679.4	42,323.3	38,985.0	36,469.6	32,219.8
収集量	浄 化 槽	汚	泥収匀	集量	(kℓ)	73,126.1	69,129.0	69,033.6	66,630.4	67,602.9
量	収 集	量	: 合	計(	kℓ )	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0	99,822.7

## (3)収集と処理

(単位 kℓ)

						( <del>-</del>   <del> </del>
区分	年度	6	7	. 8	9	10
収	集	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0	99,822.7
処	秋津浄化センター	68,396.9	63,985.9	61,456.4	56,470.0	53,496.1
理	中部浄化センター	48,408.6	47,466.4	46,562.2	46,630.0	46,326.6
上生	· 計	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0	99,822.7

## (4)料 金

人 頭 制 料 金 月1回収集のとき……1人につき350円(消費税別)

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円 ( /

従 量 制 料 金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円( 〃 )

仮設トイレ料金 収集車派遣1回につき……2,000円( / )

加算料金……1 ℓ につき8円( // )

#### (5)終末処理施設

区分		名称	秋津浄化センター	中部浄化センター(し尿処理関係)
所	在	地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺5丁目7番2号
敷	地 面	積	26,057 m²	93,900 m²
建	物面	積	9,315m²	19,000 m²
処理	里能力人	VП	175,000人	150,000人
処	理 能	カ	210 ㎏ ∕ 日	180 kℓ ∕ ∃
建	設 年	月	1期 昭37. 12~39. 12 2期 昭43. 12~45. 3 3期 昭53. 1~54. 3	1 期 昭33. 6~34. 10 2 期 昭37. 12~39. 3
建	設	費	1,197,551千円	163,700千円
方		式	①嫌気性消化・活性汚泥処理後下水道圧送(160 kl/日 処理系)②標準脱窒素処理(50 kl/日)して河川放流	前処理後、下水処理

## (6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

型ュ	人 槽	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	計
	腐 敗 型	4,432	318	270	44	16	9	5,089
単	全ばっ気型	2,723	134	170	37	3	0	3,067
独	分離ばっ気型	6,407	224	367	57	2	0	7,057
槽	接触ばっ気型	13,686	933	1,237	39	8	3	15,906
"	計	27,248	1,609	2,044	177	29	12	31,119
合	併槽	1,623	20	38	76	85	158	2,000
	合 計	28,871	1,629	2,082	253	114	170	33,119

## (7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

年 度区 分	6	7	8	9	10
補助対象基数(基)	178	233	189	149	169
補助対象人槽(人)	1,408	1,901	1,527	1,128	1,072
補助金の額(千円)	119,798	184,972	137,350	99,985	70,605

## (8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進め、利用する市民の好評を得ているところである。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている

名称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園 4 丁目14-1地先(本妙寺駐車場横)	平元. 3	観 光 課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1(高麗門踏切横)	平元. 3	净化対策課
上江津湖畔トイレ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園管理課
一夜塘手洗所	子飼本町2-8(一夜塘公園内)	平元. 3	"
武蔵塚手洗所	龍田町弓削1232(武蔵塚公園内)	平元. 9	"
花畑パークトイレ	花畑町6(花畑公園内)	平元. 10	"
立田山配水池前手洗所	黒髪 4 丁目742(水道局配水池前)	平2.3	浄化対策課
林   霧   庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2.3	公園管理課
八景水谷パークトイレ	八景水谷1丁目7(八景水谷公園内)	平3.3	"
白川パークトイレ	草葉町5-1(白川公園内)	平3.3	公園管理課
岩戸の里公園手洗所	松尾町平山415-28(岩戸の里公園駐車場)	平3.3	熊 本 県
学園通りトイレ	大江3丁目(渡鹿交差点横)	平5.3	浄化対策課
辛島パークトイレ	辛島町1(辛島公園内)	平5.9	公園管理課
古城堀端手洗所	古城町(古城堀端公園内)	平5.9	"
金峰山さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6.3	観 光 課
金峰山頂上トイレ	河内町岳1881	平8.10	熊本県

## 6 環境総合研究所

#### (1)概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した

所 在 地 画図町大字所島404番地1

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033 m²

建物面積 本体3,999m²

竣 工 平成7年5月29日

建 設 費 2,655,830千円

機 構 環境保全局環境総合研究所

人 員 24人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および 調査研究並びに環境総合センターの管理を行っている

## (2)業務実績

## 環境科学関係業務

_	_			年度		3	(	9	1	0	
調	査▷	☑分			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	備考
		降下り	ず <sub>い</sub>	じん	48	432	_	_		_	
	大	有害大	気汚ゞ	物質			36	108	72	288	ベンゼン、アルデヒド、金属等
行	気汚	大気	5染	物質	623	880	188	188	156	156	窒素酸化物等
	染	そ	の	他	87	806	16	208	_	_	酸性雨調查等
		小		計	758	2,118	240	504	228	444	
政		河川水	一般	項目	463	2,975	406	2,492	396	2,199	pH、BOD等
	水質		健康	項目	77	487	87	568	21	219	水銀、鉛、シアン等
	月汚	工場・	・事業所排水		134	645	84	485	78	400	BOD、水銀、鉛等
試	濁	そ	の	他	178	236	249	682	91	434	海水等
		小		計	852	4,343	826	4,227	586	3,252	
mA.	悪	臭	物	質	18	121	16	126	13	53	アンモニア、硫化物
験	廃	<b>棄</b> 物	関	係	45	578	48	679	33	451	廃棄物埋立地関係
	精	度	管	理	2	8	3	. 7	2	9	
	そ	σ,		他	172	911	167	837	6	74	江津湖総合調査等
	合		言	t	1,847	8,079	1,300	6,380	868	4,283	

# 地下水関係業務

		_			年	度		8	3 .		· g	)	1	0
調査区分			·			/	検体	汝	項目数	検	体 数	項目数	検体数	項目数
	定	点	監	視	調	查	11	.9	4,606		136	5,071	123	4,941
行	汚	染	監	視	調	査	2	21	168		21	168	15	120
政 試 験	浄	化	促	進	事	業			_		170	1,762	165	1,725
	そ		Ö	り		他	14	13	7,829		174	2,720	110	2,490
	小					計	28	33	12,603		501	9,721	413	9,276
一般依頼	有	機均	1 素	系	化合	·物		5	7		1	1	8.	8
合				•	計		28	38	12,610		502	9,722	421	9,284

# 衛生化学関係業務

		年 度		3	į.	)	1	0
検査区分			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
	食 品	試 験	387	3,373	361	2,547	223	2,001
行	飲料水、浴場水等	等の水質試験	935	5,712	766	4,171	605	3,612
政試	容器包装、おもち	ちゃ等の試験	9	. 13	8	12	12	28
験	家庭用占	品 試 験	49	49	50	50	51	51
	小	計	1,380	9,147	1,185	6,780	891	5,692
一般依頼	飲料水等の	水質試験	3,688	32,075	3,225	27,837	3,718	32,573
合		計	5,068	41,222	4,410	34,617	4,609	38,265

# 微生物関係業務

			年 度	. 8	3		)	10		
検査区分				検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
石	食		品	2,937	13,039	1,713	5,611	1,001	3,087	
行政	環	境(河川	・プール)	1,322	2,203	1,085	1,605	583	1,014	
政試	食口	中 毒(便・	吐物など)	792	8,389	1,278	7,153	743	7,090	
験	小		計	5,051	23,631	4,076	14,369	2,327	11,191	
٠	飲	料	水等	3,822	7,642	3,273	6,543	3,760	7,520	
一般依頼	食	品	— 等	11	22	0	. 0	0	0	
	小		計	3,833	7,664	3,273	6,543	3,760	7,520	
合	L		計	8,884	31,295	7,349	20,912	6,087	18,711	

# (3)自主事業

事	業	名	内	期	日	参加人数
夏休み子	-ども科	<b>-</b> 学教室	地球環境問題の学習、ろ過実験など 5 種類の学習内容	夏休み期 30日		844人
科学体	感 フ	フェア	地下水成分、水質汚濁、食品添加物、微生物等の試験 ・検査の体験学習	9月2	20日	212人
春休み	、科 学	生教 室	地球環境問題の学習等	平成1 3月26	•	28人